

八王子市立学校選択制について

(答 申)

平成 14 年 10 月

八王子市立適正配置等審議会

八王子市立学校適正配置等審議会

平成14年10月21日

八王子市教育委員会 殿

八王子市立学校適正配置等審議会
会長 亀井 浩明

八王子市立学校選択制について（答申）

本審議会は、平成14年4月25日付14八教学学発第78号により八王子市教育委員会から諮問のあった八王子市立小・中学校における学校選択制の基本的な考え方及び具体的な方策について、次のとおりの結論にいたしましたので、ここに答申いたします。

はじめに

いま、社会環境の急激な変化のなかで、将来を見据えた教育改革の必要性が叫ばれており、さらには地方分権や規制緩和によって、教育の分野においても地域の独自性が発揮できる状況が生まれつつある。また、市民の公教育に対する期待や要求は多様で、かつ、その声は日増しに高まっており、行政はこれに応え、子どもたちの教育環境を整えていかなければならない。

こうしたなかで、八王子市立学校適正配置等審議会は、市教育委員会から学校選択制について諮問を受け、その基本的な考え方と具体的な方策について、委員13名により7回にわたる審議を重ねてきた。

この、いわゆる学区域の自由化については、ここ数年、都内のいくつかの区市においても導入され、その成果や課題は徐々に明らかになりつつあるが、本市は学校数が多いことや、市域が広く、市街地と山間部を抱え、地理的条件もさまざまである。更に、本市においては、平成14年度から最寄りの学校への入学も認める学区域制度の一層の弾力化を図ったところであり、一方では、通学の安全確保についても十分に配慮していく必要がある。

しかし、教育改革は急務であり、各学校も新しい制度のなかで特色化を図り、開かれた学校づくりの推進が求められている。このような状況を踏まえて、各委員が活発に意見を交わし、後述するように、学校選択制を導入する方向で一定の結論を得ることができた。

市教育委員会においては、この答申を踏まえて実現にむけた努力をお願いしたいが、審議の過程で示された意見や課題について十分に検証し、混乱なく、そして本制度導入の目的が達成されるよう、具体的な実施方法を検討されるよう希望する。

目 次

第1章 就学校の指定と通学区域の弾力化について	1
1. 就学校の指定と変更について	1
2. 通学区域制度の弾力化について	1
(1) 各種審議会などにおける答申・意見	1
(2) 本市における通学区域制度の弾力化の状況	2
3. 学校選択制について	2
(1) 学校選択制が求められる背景	2
(2) 学校選択制の必要性	3
第2章 学校選択制の基本的な考え方について	3
第3章 学校選択制の具体的な方策について	4
1. 選択の方法について	4
(1) 小学校における選択制	4
(2) 中学校における選択制	4
2. 対象者について	5
3. 施設上の制約と受入れ数の調整について	5
4. 学校選択制と指定校変更承認基準との関係について	6
第4章 学校選択制の実施に当たっての留意点について	6
1. 学校情報の提供について	6
2. 特色ある学校づくりについて	7
3. 就学に関する相談体制の充実について	7
資料	
1. 諮問書(写)	9
2. 諮問に当たって	10
3. 審議経過	11
4. 八王子市立適正配置等審議会委員名簿	12
5. 八王子市立適正配置等審議会条例	13
6. 八王子市立適正配置等審議会条例施行規則	14

第1章 就学校の指定と通学区域の弾力化について

1. 就学校の指定と変更について

現状においては、市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条により、就学予定者の保護者に対して、入学期日と就学すべき小学校又は中学校を指定することとされており、本市においては、市立学校の通学区域に関する規則に基づいて就学校を指定し、入学通知書によりこれらの事項を通知している。

また、同令第8条において、市町村の教育委員会は、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができることとされており、本市においても、後述するように一定の理由がある場合には、就学校を変更している。

このような就学校の変更は、児童生徒の個別具体的な事情に対応する措置として行われているものであり、一般的な学校選択に依るものとはなっていない。そこで、社会状況の変化や価値観の多様化が進むなかで、現状の就学指定校としての通学区域制度について、次のような弾力的運用が求められるようになってきている。

2. 通学区域制度の弾力化について

(1) 各種審議会などにおける答申・意見

昭和62年の臨時教育審議会の教育改革に関する第3次答申においては、現行の市町村教育委員会の学校指定の権限は維持しつつ、地域の実情に即し、可能な限り、子どもに適した教育を受けさせたいという保護者の希望をいかすために、調整区域の設定の拡大、学校指定の変更・区域外就学の一層の弾力的運用、親の意向の事前聴取などについての提言がなされている。

平成8年12月には行政改革委員会の規制緩和の推進に関する第2次意見が示されたことから、平成9年1月に当時の文部省から通学区域制度の弾力的運用についての通知がなされ、通学区域制度の運用に当たっては、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと、指定校の変更や区域外就学については、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とするほか、児童生徒の具体的な事情に即して相当と認めるときには、保護者の申立により、これを認めることができること、就学に関する相談体制の充実を図ること、などについての方針が示されている。

その後、平成10年9月の中央教育審議会の答申や、平成11年2月の経済戦略会議の答申、同年6月の経済審議会の報告書において、学校選択の機会の拡大や通学区域制度の弾力的運用についての提言がなされている。

(2) 本市における通学区域制度の弾力化の状況

本市においては、上記のような通学区域制度の弾力化の動きを踏まえ、平成9年に市立学校の指定校変更の取扱いに関する要綱を定め、兄弟が就学している学校に弟妹が就学を希望する場合や、近隣の学区などへの市内での転居、前住所地の指定中学校への就学、不登校児童生徒への対応など一定の理由がある場合は、保護者の申立により指定校を変更し、他の学校への就学を承認している。

更に平成14年度からは指定校変更制度を弾力化し、自宅から指定校よりも近い学校がある場合には、そこに就学することができるよう最寄り校への入学等についても指定校変更の承認基準に加えたことから、小学校では50人、中学校では65人の新入学の児童生徒が指定校以外の最寄り校に入学している。

3. 学校選択制について

(1) 学校選択制が求められる背景

前述の就学校指定制度はどの地域の学校に就学しても等しい教育が受けられることを前提に、教育を受ける権利を実現するためのものといえる。その意味では、今まで果たしてきた役割は大きいものがあるが、ともすると画一的な教育になりがちであり、児童生徒一人ひとりの個性を伸ばしていくことや、地域の特色を生かした教育活動を進める面からは、必ずしも十分とはいえない状況も生じていると考えられる。

一方、平成14年度からの新学習指導要領による総合的な学習の時間や選択学習の拡大など、学校を取り巻く教育環境は大きく変化してきており、それぞれの学校での創意工夫による教育活動の充実や特色ある学校づくり、地域との連携による開かれた学校づくりが進められている。

殊に、児童生徒の生きる力を育むための総合的な学習の時間については、各校が児童生徒の関心や地域・学校の特色に応じた課題、国際理解や情報、環境や福祉に関する課題などについて取り組むものであり、学習内容については各学校の独自の判断に委ねられている。このように、自ら課題を発見し、考え、行動し、他者と協力してそれを解決していく力を育成していくための教育活動は、それぞれの学校が創意工夫

をこらして取り組んでいるところである。

(2) 学校選択制の必要性

このように学校教育の実践の場において、教育活動の個性化が進み、それぞれの学校で特色ある教育が行われるようになれば、自分の子どもに適した学校を選択したいと考える保護者が増えてくることは容易に想像できるところである。

本審議会での検討の参考とするために行った市政モニターのアンケート調査においても、小学校、中学校ともに学校選択制の導入が必要であるとする意見が6割を超えていることから、学校選択制については今日的な課題として取り組んでいく必要がある。

第2章 学校選択制の基本的な考え方について

本審議会における学校選択制についての基本的な考え方は、次のとおりである。

学校選択制は、現状の通学区域制度を維持しつつ、就学校指定制度による指定校への入学のほかに、児童生徒や保護者の意思により入学する学校を選ぶことができるようにすることであり、現状の制度に少なからず変化をもたらすものである。

そこで、本審議会における各委員の学校選択制についての意見を集約すると、まず、学校選択制については慎重に対応すべきとの意見としては、地域と学校との連携による教育の充実が求められている昨今、選択制によって学校と地域との関係が希薄になることを懸念する意見があった。

また、選択制の導入に先駆けて、学校の特色化を進める必要があるという意見や、その特色化についても、結果として横並びのものになるのではないかという声もあった。

更に、通学上の問題として、特に小学生では、通学の安全性や通学距離の面から、選択制の導入については慎重にならざるを得ないとの意見や、中学校においては、学校間の格差が生ずるのではないかという意見もあった。

一方、学校選択制を進めるべきとの意見としては、学校選択制は規制緩和という社会の流れに沿うものであり、学校を選択できることを求める市民の声にこたえていく必要があること、また、選択制の導入によって、各学校が創意工夫をこらすことにより、教育内容の一層の充実や学校情報の公開、学校の活性化が期待できること、更に、人間がい

かに生き、いかに学ぶかは自ら決定していくことであり、行政はそれを実現できるような施策を講じる必要があること、などの意見があった。

本審議会においては、学校選択制について、慎重論があるものの、学校選択制の導入が望ましいとする意見が大勢を占め、その導入に向けて具体的な方策や課題を検討する必要があるとの方向性が確認されたものである。

第3章 学校選択制の具体的な方策について

1. 選択の方法について

学校選択の方法については、小学生と中学生では、自己の確立の状況や判断能力、体力などの発達段階に大きな差があるため、それぞれにふさわしい選択方法を検討したところである。

(1) 小学校における選択制

審議会では、特に小学生は地域のなかで成長していくものであり、平成14年度から実施している最寄り校への入学という弾力的対応で十分と考えるので、学校選択制の導入は必要ないとする意見が一部にあった。

しかし、本審議会としては、地域と学校との新しい関係も生まれつつあることや、特色ある教育活動が進められていることから、学校選択制の導入は必要であり、通学の安全性や地域とのつながりを考慮して、隣接校方式が適当であると判断するものである。

なお、隣接する小学校は平均5校程度であるが、周辺部、特に山間部においては、通学の面から選択できる学校が限られる地域があるため、この場合は、隣接の範囲を柔軟にとらえるなどの弾力的な対応が必要と考える。

(2) 中学校における選択制

審議会の議論としては、一部の委員から、中学校においては健全育成などの面から地域とのかかわりが大切であり、また、親しい友人関係を維持するための選択においてもある程度の地域性が考えられるので、選択の範囲は隣接校又はブロックが適当であるとする意見が示された。

本審議会としては、通学の安全性については各自で対応できること、自己の確立に

向けて、いかに生き、いかに学ぶかは自ら決定すべきこと、また、部活動への取組みなども考慮すると、できるだけ広い範囲から選択できることが望ましいため、市内全域から選択できる方式が適当であると判断する。

2．対象者について

学校を選択できるのは、新たに小学校及び中学校に入学する新1年生とし、在校生は対象としない。また、市外から転入した児童生徒及び市内で転居し、学校が変わる児童生徒については、選択制の対象者とすることが適当である。

また、学校選択を希望する者からは希望調査票を提出させるなど、その意思を明確に把握する必要がある。従来指定校への入学を希望する者は、特に意思表示を要さないものとし、その学区の学校に必ず入学できることが前提となるものである。

なお、選択回数については、入学時等における1回とし、その後の状況の変化による就学校の変更については、指定校変更の取扱いに関する要綱で対応していくことが適当であるとする。また、当該要綱については、学校選択制の導入によって精査、修正する必要があるものと思われる。

3．施設上の制約と受入れ数の調整について

学校選択制による入学希望の調整については、その学区内の児童生徒が指定校に入学することを前提にして、普通教室数などの学校施設の状況を考慮し、当該校の受入れ数を算定して、学校選択の希望に応じていくことが適当である。地域の状況によっては、今後の児童生徒の大幅な増加が見込まれるため、選択の対象となり得ない学校も考えられるところである。一方で、当該指定校の学区内の児童生徒で、他の学校への入学を希望する者が相当数あるときは、この人数も考慮に入れた受入れ数の調整についても検討する必要がある。

また、市外から転入する児童生徒や指定校変更承認基準によって学校が変わる児童生徒は、新学期の開始直前まで生じているのが通例であるので、これらの状況について予測をした上で、受入れ数を算定する必要がある。

なお、学校選択制による希望者が受入れ予定数を上回ったときは、公開抽選により人数を調整することが適当と考える。

4．学校選択制と指定校変更承認基準との関係について

現状の指定校変更事務の取扱いを定めている市立学校の指定校変更の取扱いに関する要綱は、個別具体的な理由を指定校変更承認基準として設けている。

このなかで市内転居や一時転居などについては、学校選択制の実施によりこの制度に包含されることとなり、一方、両親の共働きや身体的理由、教育的配慮などによる指定校の変更については、学校選択制による希望よりも優先して取り扱うことが適当と考えられるので、今後、承認基準を精査した上で、これらの指定校変更について対応していく必要がある。

第4章 学校選択制の実施に当たっての留意点について

1．学校情報の提供について

学校選択制は児童生徒や保護者が自らの意思で学校を選択するものであり、自分が入学したい学校を自分の目で見て判断することが何より大切である。そのためには、開かれた学校づくりを更に進め、学校情報を広く提供していく必要がある。

学校案内のパンフレットや学校説明会、各校ごとのホームページの開設による情報提供、更には公開授業や学校行事などに参加して、教育活動や学校の様子を実感できるよう、さまざまな方法を用いて情報を提供していく必要がある。一定の期間を設けて学校公開を行うのも一つの方法であろう。

このように、選択をする者が、それぞれの学校の日ごろの教育活動や児童生徒の様子などを肌で感じることができるようになることが、自分に適した学校を選択していくためには重要になってくる。また、各校のこれらの活動に対して教育委員会も積極的に支援し、必要な予算措置に向けた努力も必要になる。

既に学校選択制を実施している自治体の例として、学校公開や学校説明会を1学期に行っているところがある。十分な学校公開の期間を設け、学校側が日常的にその学校の特色ある教育活動などの情報を提供し、選ぶ側がそれらを十分に受けとめ、その上で自分に適した学校を選択をしていくことが、この制度を意味あるものにしていく基本であると考えられる。

拙速とならないよう、選ぶ側に十分な判断材料を提供し、また、それを検討する必要

な期間を確保することにより、学校選択制を学校教育における一つの新しい制度として定着させていく必要がある。

2．特色ある学校づくりについて

審議会の議論では、学校の特色は、人目を引くような奇抜なものではなく、日ごろの教育活動に根ざした地道な、また、基礎基本を大事にする着実な活動がその基本であるとする意見や、その特色は、特定の教員の努力に負うものではなく、学校として組織的に取り組み、継続して追求されるべきものであるという意見が聞かれた。

各校がこのような意見を踏まえ、また、地域の実情を把握するとともに、その教育力を活かし、児童生徒の状況に応じた特色ある教育活動を進め、各校の創意工夫によって教育内容を充実することにより、学校を選択する側が多様な価値を見出せるようにしていく必要がある。

3．就学に関する相談体制の充実について

前述の文部省通知（平成9年1月）においても示されているように、学校選択制の導入に当たっては、学校情報の提供と並んで、学校選択に関する相談体制の充実を図ることが大切である。

将来にどういう目標を持ち、そのため、どういう学習をしようとしているのか、その目的にふさわしい学校はどこなのかを、一人ひとりの個性や目標に配慮して、相談に応じる体制を整備していくことが望まれる。